

基山町農業委員会会議録

令和3年12月1日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者14名 欠席者0名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	平 野 守	出席	8	酒 井 敏 幸	出席
2	寺 崎 和 美	出席	9	村 山 孔 治	出席
3	大 村 和 則	出席	10	天 本 三 雄	出席
4	内 山 哲 夫	出席	11	水 田 久 男	出席
5	木 原 秀 樹	出席	園部	松 野 孝 敏	出席
6	坂 口 謙 二	出席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	大 久 保 利 治	出席	長野・小倉	重 松 謙 司	出席

本会の書記 大石正芳

審 議 事 項

第20号議案	農地法第3条の規定による許可申請	1件
第21号議案	農地法第5条の規定による許可申請	1件
第22号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	4件
報告第26号	農地法第3条の3第1項の規定による届出受理報告	1件
報告第27号	農地を農業用施設に使用する届出受理報告	1件
報告第28号	使用貸借による解約通知受理報告	2件
報告第29号	農地法第4条許可取消願	1件

審議開始 9時00分

審議終了 10時30分

令和3年12月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和3年第12回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、1番委員と2番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。議案第20号農地法第3条の規定による許可申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第20号 朗読

この件につきましては譲受人の経営規模拡大のため、所有権移転を申請するものです。移転後も畑として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、すべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係について、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が16,870㎡となり、下限面積である3反要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は畑として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、4区才の上集落付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

6番委員

農業には日頃から従事されていますので、問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第20号について許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第20号は、全員一致で許可します。

次に、議案第21号について許可申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第21号1番 朗読

この件につきましては、譲受人が隣接する田の発掘調査のための営繕用地として事務所が必要となり、農地を転用するものです。今回転用する農地は、隣接する農地の同意もとれており、近隣農地への営農に支障もないと考えられます。今回の申請地農地区分要件は、立野駅から500m以内の農地であることから、第2種農地区分要件「第2の1の(1)のオの(ア)のaの(b)」に該当し、許可区分については土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る事業の用に供する転用であるため、許可基準「第2の1の(1)のオの(イ)のa」に該当すると考えております。

場所は第5区小山集落にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

1番委員

発掘調査のため隣接する農地にプレハブを設置されます。水利権も問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第21号について許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第21号について許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第21号は、全員一致で許可します。

次に、議案第22号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計画の決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第22号1番 朗読

この件につきましては、相手方の高齢化により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、6区池ノ坂集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

8番委員

農業用機械も購入されこれから手広く農業をされます。問題ないと思われま
す。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第22号1番について計
画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第22号1番は、全員一致で決定します。

次に、議案第22号2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第22号2番 朗読

この件につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。
期間は1年です。場所は、第7区上野集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

9番委員

野菜を栽培されます。問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第22号2番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第22号2番は、全員一致で決定します。

次に、議案第22号3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第22号3番 朗読

この件につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、基山町営球場の北側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

11番委員

手広く農業をされています、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第22号3番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第22号3番は、全員一致で決定します。

次に、議案第22号4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第22号4番 朗読

この件につきましては、相手方の病気等で労力不足により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、基山町キャンプ場南側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

7 番委員

手広く農業をされています、問題ないと思われませう。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 2 2 号 4 番について計画決定したいと思ひますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 2 2 号 4 番は、全員一致で決定します。

次に、報告第 2 6 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の相続について届出があつたので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第 2 6 号 朗読

この件につきましては、申請人が相続により農地を取得するものです。

令和 3 年 1 1 月 2 2 日付けで受理通知書を交付しております。場所は鳥栖ジャンクション東側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので報告第 2 6 号を終わります。

次に、報告第 2 7 号農地法施行規則該当転用について届出があつたので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第 2 7 号 朗読

この件につきましては、農地法施行規則第 29 条により耕作の事業を行うものが、その事業のため、農業用施設を設置するにあたり、施設に必要な敷地面積が 200㎡未満であり、耕作の権利を有する農地に転用する場合は許可不要となっており、今回の届出は、39.28㎡を農業用収納庫として使用するものとなっております。令和 3 年 1 1 月 1 1 日付けで受理通知書を送付しております。

場所は、向平原集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので報告第27号を終わります。

次に、報告第28号農地法第18条の規定による合意解約について届出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第28号1番 朗読

この件につきましては、貸人の要望による解約です。令和3年11月22日付けで受理通知書を送付しております。場所は、7区南奈良田集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、意見はありませんか。意見がないようですので、報告第28号1番を終わります。

次に、報告第28号2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第28号2番 朗読

この件につきましては、貸人の要望による解約です。場所は、基山共同乾燥場の南側付近にある圃場です。令和3年11月22日付けで受理通知書を送付しております。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、意見はありませんか。意見がないようですので、報告第28号2番を終わります。

次に、報告第29号農地法第4条許可の取消願いがあったので受理したことを報告します。事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第29号 朗読

この件につきましては、スギを植林し、山林に転用される予定でしたが、事業計画の変更により許可の取消しをされるものです。令和3年11月22日付けで受理通知書を交付しております。場所は、菖蒲坂池の西側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、報告第29号を終わります。

以上、本日の議題等が終了しましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和3年12月1日

署名人

議 長

委 員

委 員